

## 事務局規程

### 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）定款第42条により、事務局の運営に関し必要な事項について定める。

### 第2条（事務局機構）

事務局に管理本部、事業本部の2つの組織を置く。

### 第3条（所管業務）

事務局は、以下の各号に掲げる業務を所管する。

- （1）定款及び諸規程に関する事
- （2）理事会に関する事
- （3）会員に関する事
- （4）社員及び役員に関する事
- （5）事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事
- （6）当協会の事業に関する事
- （7）事務処理に関する事
- （8）会計処理に関する事
- （9）財務及び税務に関する事
- （10）経営企画に関する事
- （11）広報に関する事
- （12）上位団体及び加盟団体等に関する事
- （13）都道府県協会に関する事
- （14）事務局の機構及び職員の任免、採用、給与、服務、懲戒、その他人事に関する事
- （15）従業員の勤怠管理に関する事
- （16）発注及び契約に関する事
- （17）当協会の財産及び物品の管理に関する事
- （18）個人情報の保護及び管理に関する事
- （19）その他当協会の法人運営、管理及び事業等に関する事

### 第4条（事務処理）

事務処理に関し必要な事項については、別に定める「事務処理規程」による。

### 第5条（会計処理）

会計処理に関し必要な事項については、別に定める「会計処理規程」による。

## 第6条（従業員）

当協会の事務局の運営に関わる従業員は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- （1）職員 就業規則第5条によって雇い入れられた正規職員
- （2）アルバイト 所定の手続きを経て雇い入れられた非正規職員

## 第7条（補則）

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、理事会が別に定める。
- 2 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

## 附則（2022年3月28日）

本規程は、2022年4月1日より施行する。